

大阪公立大学工業高等専門学校フルタイム有期雇用教職員給与規程

制 定 令和4.3.31 規程370

最近改正 令和7.3.31 規程83

第1章 総則

(趣旨等)

第1条 この規程は、大阪公立大学工業高等専門学校有期雇用教職員就業規則（以下「有期雇用教職員就業規則」という。）第44条の規定に基づき、フルタイム有期雇用教職員（有期雇用教職員就業規則第2条第2項に定めるフルタイム有期雇用教職員をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 フルタイム有期雇用教職員の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第2章 給料の支給基準

(給料)

第3条 フルタイム有期雇用教職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

- 2 フルタイム有期雇用教職員の給料は、別表に定めるとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、フルタイム有期雇用教職員の経歴、職務の特性等により、前項の規定により難い場合には、月額 640,000 円を超えない範囲内で給料の額を定めることができる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合には、フルタイム有期雇用教職員の給料の支給単位及び額については、理事長が個別に定めることができる。

(昇格)

第4条 フルタイム有期雇用教職員は、昇格しない。

(昇給)

第5条 フルタイム有期雇用教職員は、昇給しない。

(給料支給の始期及び終期)

- 第6条 新たにフルタイム有期雇用教職員となった者には、その日から給料を支給する。
- 2 フルタイム有期雇用教職員が離職し、又は死亡したときは、次の各号に掲げるところにより給料を支給する。ただし、離職又は死亡の日に第23条第7項、第24条及び第25条の規定により給料の支給を受けていない者については、この限りでない。
 - (1) 次号から第4号までに該当する者以外の者については、その月の末日までの給料を支給する。

- (2) 離職又は死亡の日に第 29 条第 3 項に該当する者及び給料の支給を受けている休職者については、現に支給されている給料の額をその月の末日まで支給する。
- (3) 有期雇用教職員就業規則第 19 条（第 2 号及び第 8 号に掲げる場合を除く。）の規定により解雇とされた者及び有期雇用教職員就業規則第 40 条第 5 号の規定により懲戒解雇された者については、その離職の日までの給料を支給する。
- (4) 普通退職（当該フルタイム有期雇用教職員が大阪公立大学工業高等専門学校教職員退職手当規程の適用を受けると仮定した場合において同規程第 4 条の適用を受けることとなる事由による退職をいう。）となった者及び契約期間の満了により退職となった者については、その離職の日までの給料を支給する。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該フルタイム有期雇用教職員が勤務成績不良な者であったとき又は職務上の義務に違反する行為を行った者であるときは、その離職の日までの給料を支給する。

(給料の日割計算)

第 7 条 前条の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月について支給すべき給料の額は、その月の現日数から所定の休日（大阪公立大学工業高等専門学校有期雇用教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「有期雇用教職員勤務時間等規程」という。）に規定する休日をいう。）の日数を差し引いた日数（以下「所定勤務日数」という。）を基礎として日割により計算する。

第 3 章 諸手当の支給基準

(通勤手当)

第 8 条 フルタイム有期雇用教職員には、次に掲げる額の通勤手当を支給する。

- (1) 定期乗車券を発行している交通機関を利用する場合 当該交通機関が発行する最長（6 月を超える定期乗車券を発行する場合については 6 月とする。）の定期乗車券の通用期間を支給期間として、当該支給期間の最初の月の給与の支給日に、当該支給期間を通用期間とする利用区間に係る定期乗車券の購入価格を支給する。ただし、当該通用期間に係る最後の月の前月以前に、離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他理事長が定める事由が生ずることが、当該通用期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間の範囲内で支給単位期間を定めることができる。
- (2) 定期乗車券を発行していない交通機関を利用する場合 1 月の勤務の往復に要する回数分の利用区間に係る片道普通乗車券の購入価格を支給する。
- (3) 自転車その他の交通の用具（以下「自転車等」という。）を利用する場合 1 月を

支給期間として、使用距離に応じて1月につき次の額を支給する。

使用距離	1月当たりの額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円
60キロメートル以上	31,600円

(4) フルタイム有期雇用教職員のうち、傷病、障害その他理由により歩行が困難であり、自動車等で理事長が認めた通勤手段を利用する場合 1月を支給期間として、使用距離に応じて前号に定める額に2,700円を加えた額を支給する。

- 2 前項にかかわらず、同項第1号及び第2号の規定による通勤手当は、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満のものには支給せず、また、同項第3号の規定による通勤手当は、自転車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満のものには支給しない。
- 3 第1項の規定により計算される1月当たりの額（1月を超える期間を支給期間として支給される定期乗車券が含まれる場合は、当該支給期間に係る月数で除した額）が150,000円を超えることとなる場合については、150,000円に当該支給期間の月数を乗じて得た額とする。

（通勤経路）

第9条 運賃等相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による。

第10条 前条の通勤の経路及び方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、所定の勤務時間が午前7時以前又は午後10時以降に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

（通勤の届出）

第11条 フルタイム有期雇用教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、別に定める様式の通勤届によりその実情を速やかに、その勤務する所属の長に届け出なければならない。

- (1) 新たにフルタイム有期雇用教職員となったとき

- (2) 所属を異にして配置転換したとき
 - (3) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったとき
 - (4) その他理事長が必要と認めたとき
- 2 フルタイム有期雇用教職員の通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（通勤手当の決定）

第12条 理事長は、フルタイム有期雇用教職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別に定める様式の通勤手当認定簿に記載しなければならない。

（通勤手当の支給方法）

第13条 通勤手当の支給は、新たにフルタイム有期雇用教職員となり、又は支給要件を満たした場合においてはその事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、フルタイム有期雇用教職員が離職し、若しくは死亡した場合又は支給要件を欠くに至った場合においてはそれらの事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

- 2 通勤手当は、これを受けているフルタイム有期雇用教職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。

- 3 フルタイム有期雇用教職員が、旅行、休暇、欠勤、休職その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は、支給しない。

- 4 月の中途中において次の各号に掲げる事実が発生し、又は消滅した場合については、通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額についてその月の現日数のうち勤務を要しない日の日数に応じて日割によって計算した額を減額して通勤手当を支給する。

- (1) 有期雇用教職員就業規則第 11 条第 1 項第 5 号に規定する専従休職（以下「専従休職」という。）

- (2) 有期雇用教職員就業規則第 40 条に規定する停職（以下「停職」という。）

- 5 月の中途中において新たに採用となった場合のその採用の月の通勤手当及び月の末日以外の日に離職となった場合のその離職の月の通勤手当の取扱いについては、大阪公立大学工業高等専門学校教職員通勤手当規程第 14 条の 2 及び第 14 条の 3 を準用する。

（通勤手当の支給日）

第14条 通勤手当は、特別の事情のない限り、支給期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。

(通勤手当の返納の事由及び額等)

第15条 第8条に規定する通勤手当を受けるフルタイム有期雇用教職員が、次の各号に該当する場合は、次項に定める額を返納させるものとする。

- (1) 離職した場合又は支給要件を欠くに至った場合
 - (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合
 - (3) 旅行、休暇、欠勤、休職その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- 2 前項の規定により返納させる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 1箇月当たりの合計額が150,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号に規定する改定後に1箇月当たりの合計額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第1号又は第3号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、理事長が定める月（以下「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（以下「払戻金相当額」という。）
 - (2) 1箇月当たりの合計額が150,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア イに掲げる場合以外の場合 1箇月当たりの合計額と150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）
 - イ 支給単位期間が複数ある場合 150,000円に事由発生月の翌月からその者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び理事長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）
- 3 フルタイム有期雇用教職員に前2項に定める額を返納させるときは、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことがある。

(新幹線鉄道等を利用するフルタイム有期雇用教職員の通勤手当)

第15条の2 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県以外の地域からの通勤のため、新幹線鉄道等の急行列車（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするフルタイム有期雇用教職員（「新

幹線鉄道等利用フルタイム有期雇用教職員」という。以下同じ。)には、第8条から第10条及び第13条から前条までの規定にかかわらず、次条及び第15条の4に定めるところにより通勤手当を支給する。

第15条の3 新幹線鉄道等利用フルタイム有期雇用教職員には、1箇月あたり150,000円を限度として、次の各号に定める通勤手当を支給する。

- (1) 交通機関を利用する場合 1月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与の支給日に1月の勤務(現に勤務したものに限る。)の往復に係る回数分の交通機関等の利用区間に係る片道普通乗車券の購入価格及び新幹線鉄道等の利用に係る特別料金相当額(通常期の指定席特急料金をいう。)の合計額
- (2) 自転車等を利用する場合 1月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与の支給日に、1月の勤務日数分(現に通勤したものに限る。)の次の表の左欄に掲げる使用距離の区分に応じ、1日当たり同表の右欄に定める額。

使用距離(片道)	1日当たりの額
5キロメートル未満	100円
5キロメートル以上10キロメートル未満	200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	350円
15キロメートル以上20キロメートル未満	490円
20キロメートル以上25キロメートル未満	630円
25キロメートル以上30キロメートル未満	770円
30キロメートル以上35キロメートル未満	910円
35キロメートル以上40キロメートル未満	1,050円
40キロメートル以上45キロメートル未満	1,190円
45キロメートル以上50キロメートル未満	1,280円
50キロメートル以上55キロメートル未満	1,370円
55キロメートル以上60キロメートル未満	1,450円
60キロメートル以上	1,540円

第15条の4 第14条及び第15条の規定は、前条第1号の片道普通乗車券の購入価格の算出について準用する。この場合において、第14条中「通常の」とあるのは「新幹線鉄道等を利用する場合における」と読み替えるものとする。

(フルタイム有期雇用教職員の時間外勤務手当)

第16条 有期雇用教職員勤務時間等規程第2章又は第3章に規定する勤務時間(以下「所定の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命じられて勤務したフルタイム有期雇用教職員には、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、所定の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 有期雇用教職員勤務時間等規程第8条に定める休日(以下「休日」という。)以外の

日の勤務（第2号に掲げるものを除く。） 100分の 125

(2) 休日以外の日の勤務のうち、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるもの
100 分の 150

(3) 休日の勤務（第4号に掲げるものを除く。） 100分の 135

(4) 休日の勤務のうち、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるもの 100 分の
160

2 前項の規定にかかわらず、有期雇用教職員勤務時間等規程第9条第1項後段の規定による勤務時間の割振変更により、所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、週当たり 38 時間 45 分を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えて勤務の時間が 1 月について 45 時間を超える 60 時間以下の教職員には、その 45 時間を超える 60 時間以下勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 130 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 155)

(2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてしたもの 100 分の 30

4 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えて勤務の時間が 1 年間(4月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで)について 360 時間を超えた教職員には、その 360 時間を超えて勤務した全時間(次項に掲げる時間を除く。)に対して、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 130 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 155)

(2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてしたもの 100 分の 30

5 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えて勤務の時間が 1 月について 60 時間を超えた教職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 150 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)

(2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてしたもの 100 分の 50

6 時間外勤務手当の計算において、勤務の区分が前各項に重複して該当するときは、最も高い支給割合によるものとする。

7 前項までの規定にかかわらず、有期雇用教職員勤務時間等規程第3章の規定が適用されるフルタイム有期雇用教職員の時間外勤務手当の支給については、別に定める。

(夜間勤務手当)

第17条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したフルタイム有期雇用教職員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(管理職員深夜勤務手当)

第18条 有期雇用教職員勤務時間等規程第16条の規定の適用を受けるフルタイム有期雇用教職員（以下「管理監督者」という。）が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を管理職員深夜勤務手当として支給する。

2 前2条の規定は、管理監督者には適用しない。

(時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額)

第19条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。

$$\frac{\text{「給料(調整額含む)の月額」} + \text{「地域手当の月額」}}{\text{「週勤務時間」} \times 52 / 12}$$

2 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

$$\text{「週勤務時間」} = \text{「週所定勤務時間」} - \text{「週所定勤務時間」} \times \text{「年間祝日等日数」} \div 365$$

3 前項の週所定勤務時間とは、有期雇用教職員勤務時間等規程に規定する1週間当たり勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

4 第2項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

(時間外勤務手当等の計算)

第20条 前4条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

2 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において、当該時間数に、1時間未満の端数を生じたときはこれを時間単位に換算する。

3 前項の規定により計算した時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の額に円位未満の端数を生じたときはこれを切り上げる。

(宿日直手当)

第 21 条 有期雇用教職員勤務時間等規程第 19 条に規定する宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）を命じられて勤務したフルタイム有期雇用教職員には、次の各号に掲げる勤務 1 回につき、当該各号に定める金額を宿日直手当として支給する。

- (1) 勤務時間 5 時間未満の場合 3,350 円
- (2) 勤務時間が午前 9 時から午後 1 時までの場合 3,350 円
- (3) 理事長が定める勤務に従事する場合 理事長が定める金額

2 前 5 条の規定は、宿日直勤務については適用しない。ただし、宿日直勤務中において第 27 条に該当する勤務に従事した場合は、この限りでない。

(フルタイム有期雇用教職員の期末手当及び勤勉手当)

第 22 条 フルタイム有期雇用教職員の期末手当及び勤勉手当については、大阪公立大学工業高等専門学校有期雇用教職員等の期末手当及び勤勉手当に関する規程に定めるところにより、支給する。

第 4 章 休職者等の給与

(休職者の給与)

第 23 条 病気休職となった者（次項及び第 3 項に定めるものを除く。）に対しては、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、給料及び期末手当 のそれぞれの 100 分の 80 を支給し、満 1 年を超えてからは、給与を支給しない。

2 結核性疾患にかかり病気休職となった者に対しては、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、給料及び期末手当のそれぞれの 100 分の 80 を支給する。満 2 年を超えてからは、給与を支給しない。

3 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病により病気休職となった者に対しては、給与の全額を支給する。

4 有期雇用教職員就業規則第 11 条第 1 項第 2 号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料の 100 分の 60 以内を支給する。

5 有期雇用教職員就業規則第 11 条第 1 項第 3 号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料及び期末手当 の 100 分の 70 以内を支給する。

6 有期雇用教職員就業規則第 11 条第 1 項第 4 号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給する。ただし、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給する。

7 専従休職者に対しては、その間、給与を支給しない。

8 有期雇用教職員就業規則第 11 条第 1 項第 6 号の規定により休職となった場合で、理事

長が必要と認めたときは、理事長が必要と認める期間中、給料の 100 分の 70 以内を支給することができる。

(停職者の給与)

第 24 条 有期雇用教職員就業規則第 40 条第 3 号の規定による停職（以下「停職」という。）とされたフルタイム有期雇用教職員には、その間、給与を支給しない。

(育児・介護休業者の給与)

第 25 条 大阪公立大学工業高等専門学校教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護休業規程」という。）に規定する育児休業、出生時育児休業及び介護休業を取得したフルタイム有期雇用教職員には、その間、給与を支給しない。

(育児短日数勤務の期間中の給与)

第 26 条 育児・介護休業規程に規定する育児短日数勤務をしているフルタイム有期雇用教職員のその間の給与については、大阪公立大学工業高等専門学校育児短日数勤務をしている教職員の給与に関する規程を準用して、給料その他この規程に定める手当を支給する。

(業務傷病休業等の間の給与)

第 27 条 業務傷病休業等となったフルタイム有期雇用教職員には、その間、給与の全額を支給する。

(休職前後の給与支給の変更)

第 28 条 フルタイム有期雇用教職員が月の中途において、前 5 条に規定する休職、停職、育児休業、出生時育児休業、介護休業、育児短日数勤務又は業務傷病休業等（以下「休職等」という。）となり、又は、休職等が終了し、再び勤務することとなった場合は、その月の給料は、第 7 条に規定する日割計算の方法により計算し、支給する。

2 月の初日から引き続いて休職等となっていたものが、月途中に復職等になった場合は、そのフルタイム有期雇用教職員にかかる給料をその日以後速やかに支給するものとする。

第 5 章 給与の減額

(給料の減額)

第 29 条 フルタイム有期雇用教職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない 1 日又は 1 時間につき勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- (1) 有期雇用教職員勤務時間等規程第 21 条に規定する年次有給休暇
- (2) 有期雇用教職員勤務時間等規程第 29 条第 1 項に規定する特別休暇。ただし、同項第 8 号に掲げる休暇は、年 13 回を限度とし、1 回について 2 日（理事長が別に定める業務に従事している教職員にあっては 3 日）以内に限るものとする。
- (3) 有期雇用教職員就業規則第 48 条及び有期雇用教職員勤務時間等規程第 33 条に規定する病気休暇

- (4) 有期雇用教職員勤務時間等規程第 35 条第 1 項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間
- (5) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合
- 2 前項の規定により給料減額の対象となる時間数については、その月分を合計し、その合計時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に至った日以降の期間については、病気休暇により勤務しない 1 日につき 1 日当たりの給料の額の 100 分の 50 をその者に支給すべき給料の額から減額する。
- (1) 有期雇用教職員勤務時間等規程第 33 条に定める病気休暇の期間及び有期雇用教職員就業規則第 48 条第 1 項第 2 号（同号に準ずる者として第 3 号の適用を受ける者を含む。以下同じ。）により就業を禁止され同条第 2 項の病気休暇を付与された期間並びにそれらの後に引き続く休日、有期雇用教職員就業規則第 32 条の欠勤（心身の故障によるものではないことが明らかな場合を除き、1 日未満の欠勤は 1 日とみなす。）の期間が引き続き 90 日を超える場合
- (2) 結核性の疾患のために有期雇用教職員就業規則第 48 条第 1 項第 2 号により就業を禁止され同条第 2 項の病気休暇を付与された期間が引き続き 1 年を超える場合
- 4 前項各号に掲げる病気休暇等の期間の計算にあたって、病気休暇等の期間と病気休暇等の期間の間の期間がある場合については、大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程第 41 条第 4 項の規定を準用する。

(勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料額)

- 第 30 条 前条第 1 項に規定する勤務 1 日当たりの給料額は、給料の月額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。
- 2 前条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給料額は、次の計算式により得られる額とする。

「給料（調整額を含む）の月額」

「週勤務時間」 × 52 ÷ 12

- 3 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。
- 「週勤務時間」 = 「週所定勤務時間」 - 「週所定勤務時間」 × 「年間祝日等日数」 ÷ 365
- 4 前項の週所定勤務時間とは、有期雇用教職員勤務時間等規程に規定する 1 週間当たり勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。
- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (2) 1 月 2 日、3 日及び 12 月 29 日、30 日、31 日
- 5 第 3 項に規定する週勤務時間に 12 分の 52 を乗じたものに 30 分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数があるときはこれを 1 時間に切り上げる。

(給料の減額の方法)

- 第 31 条 第 29 条の規定により減額すべき給料の額は、減額すべき事由のあった日の属す

る月又はその翌月の給料から差し引く。ただし、離職、停職等により給料から差し引くことができない場合において、この規程に基づくその他の未支給の給与があるときは、これから差し引き、未支給の給与がないときは、本人から回収する。

第6章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

(計算期間)

第32条 給与は、本規程、期末手当規程その他本規程の関係規程（以下「本規程等」という。）において別に定める場合を除き、月の初日から末日までを計算期間とする。

(支払日)

第33条 給与は、本規程等において別に定める場合を除き、給料については、その月の支給日に、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当及び宿日直手当については、翌月の支給日に支給する。

2 前項に定める給与の支給日は、毎月17日とする。ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日とする。

- (1) 日曜日（次号に掲げる日を除く。）又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）その翌日
- (2) 日曜日でその翌日が祝日であるもの その前々日
- (3) 土曜日 その前日

(退職者等への給与支払)

第34条 給与の支給日（以下「支給日」という。）後において新たに教職員となった者及び支給日前において離職し、又は死亡したフルタイム有期雇用教職員に係る給料については、その日以後速やかに支給するものとする。

(非常時の給与支払)

第35条 フルタイム有期雇用教職員が次の各号のいずれかに該当し、その費用に充てるため請求した場合においては、第32条及び第33条の規定にかかわらず、その請求の日までの給与を支給する。

- (1) フルタイム有期雇用教職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合
- (2) フルタイム有期雇用教職員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合
- (3) フルタイム有期雇用教職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない理由により1週間以上にわたって帰郷する場合

(給与の支払方法)

第36条 給与は、通貨をもって、直接本人に、その全額を支払う。ただし、フルタイム有期雇用教職員の同意を得た場合は、銀行その他の金融機関に対する当該フルタイム有期雇用教職員の預金又は貯金口座への振込みにより支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、法令に定めのあるもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を給与から控除することができる。

第7章 雜則

（給与を受ける権利の処分禁止）

第37条 フルタイム有期雇用教職員の給与を受ける権利は、これを処分することができない。

（給与の支給額の端数計算）

第38条 本規程に規定する給与の種類ごとの支給額について円位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（追給の限度）

第39条 給与を精算する場合で、精算の内容が未払い分の追給であるときは、未払い給与が本来支払われるべき支給日の翌日から起算して3年を経過していない分に限り追給するものとする。

（戻入の限度）

第40条 給与を精算する場合で、精算の内容が過払い分の戻入であるときは、給与の過払いが生じた支給日の翌日から起算して5年を経過していない分に限り戻入を行うものとする。

（この規程により難い場合の措置）

第41条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、理事長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（定義）

2 この附則において、「高専非常勤教職員等就業規則」とは、大阪府立大学工業高等専門学校非常勤教職員等就業規則をいう。

（高専非常勤教職員等就業規則適用者の給料の切替等）

3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に高専非常勤教職員等就業規則の適用を受けていた者で、有期雇用教職員就業規則附則第5項の規定の適用を受ける者（同項ただし書きの適用を受ける者を除く。）の給料は、次の表の施行日前日の職種区分等欄及び施行日の職種区分欄に応じて、給料の取扱い欄に定める通りとする。ただし、個別の労働契約により、これと異なる取扱いとなる場合は、この限りでない。

施行日前日の職種区分	施行日の職種区分	給料の取扱い
期限付講師	期限付講師	別表に定める期限付講師の給料の通りとする。

(高専非常勤教職員等就業規則適用者の給料の経過措置)

- 4 施行日の前日に高専非常勤教職員等就業規則の適用を受けるフルタイム契約職員であった者で、有期雇用教職員就業規則附則第6項の規定の適用を受ける者（同項ただし書きの適用を受ける者を除く。）の給料の月額は、退職するまでの間、施行日前日の職種区分等欄に応じて、次の表に定める通りとする。ただし、個別の労働契約により、これと異なる取扱いとなる場合は、この限りでない。

施行日前日の職種区分等	金額（円）
フルタイム契約職員であって、高専非常勤教職員等就業規則第3条第4項に該当する者以外の者のうち、保健室勤務者の区分の者	256,150
フルタイム契約職員であって、高専非常勤教職員等就業規則第3条第4項に該当する者以外の者のうち、技術教育支援長の区分の者	256,150
フルタイム契約職員であって、高専非常勤教職員等就業規則第3条第4項に該当する者以外の者のうち、上記以外の者	188,110
フルタイム契約職員であって、高専非常勤教職員等就業規則第3項第4項に該当する者のうち、部長級相当の区分の者	529,460
フルタイム契約職員であって、高専非常勤教職員等就業規則第3項第4項に該当する者のうち、課長級相当の区分の者	489,200
フルタイム契約職員であって、高専非常勤教職員等就業規則第3項第4項に該当する者のうち、課長代理級相当の区分の者	392,770
フルタイム契約職員であって、高専非常勤教職員等就業規則第3項第4項に該当する者のうち、経験を有する係長級相当の区分の者	360,580

フルタイム契約職員であって、高専非常勤教職員等就業規則第3項第4項に該当する者のうち、係長級相当の区分の者	328,390
フルタイム契約職員であって、高専非常勤教職員等就業規則第3項第4項に該当する者のうち、上記以外の区分の者	291,180

附 則（令和4.9.30 規程637）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和6.3.18 規程34）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6.7.22 規程195）

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則（令和7.3.31 規程83）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

フルタイム有期雇用教職員給料表

職名	月額（円）
期限付講師	個別に定める